

## 最低賃金ワン・ストップ無料相談

最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業主のみなさまを応援するため、さまざまな経営面、労働面の課題を明らかにし、問題解決を支援するための無料相談窓口を設けておりますので、是非ご利用ください。

### 1 労務管理総合相談センター

(埼玉県最低賃金総合相談支援センター)

**☎ 048-826-4864**

- 対象地域 埼玉県
- 所在地 さいたま市浦和区高砂 1-1-1 朝日生命浦和ビル7階  
埼玉県社会保険労務士会内
- 開設日 原則、毎週金曜日
- 時間 9時～17時（12時～13時を除く）  
\*窓口相談の他、専門家を派遣します

### 2 全国最低賃金総合相談センター

**☎ 0120-311-615**

- 受託団体 公益社団法人東京労働基準協会連合会
- ホームページ <http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

≫≫ 「最低賃金ワン・ストップ無料相談」 問合先

埼玉労働局労働基準部賃金室（電話 048-600-6205）

# ストレスチェック制度について

労働安全衛生法が改正され、労働者が50人以上いる事業場では、平成27年12月から、毎年1回、この検査を労働者（契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です）に対し実施することが義務付けられました。

## 1 ストレスチェックとは

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを実施者（医師等）が集計・分析することで、労働者のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。労働者が自分のストレスの状態を知ることによって、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

## 2 ストレスチェック制度の実施手順(概要)について

### (1) 導入前の準備について

制度の実施方針を示し、衛生委員会で、制度の実施方法、実施体制及び役割分担などを決定し、社内規程として明文化し、労働者に周知しましょう。

### (2) ストレスチェックの実施について

#### ① 質問票の配布・記入

質問票を労働者に配って、記入してもらいましょう。

記入が終わった質問票は、実施者（医師等）{またはその補助をする実施事務従事者（注：事業者・人事権者等は就くことができません）}が回収します（注：実施者・実施事務従事者以外の者が、記入・入力が終わった質問票の内容を閲覧してはいけません）。

#### ② ストレス状況の評価・医師の面接指導の要否の判定

回収した質問票をもとに、実施者（医師等）がストレスの程度を評価し、高ストレスで医師の面接指導が必要な労働者を選びます。

#### ③ 本人に結果を通知

結果（ストレスの程度の評価結果、高ストレスか否か、医師の面接指導が必要か否か）は、実施者（医師等）から直接労働者本人に通知されます（注：結果は事業者には知らされません。事業者が結果を入手するには、結果の通知後、本人の同意が必要です）。

結果は、実施者（医師等）及び実施事務従事者が保存します（注：実施者・実施事務従事者以外の者等に閲覧されないよう、実施者・実施事務従事者が適切に管理をしなければいけません）。

### (3) 医師による面接指導の実施について

#### ① 本人からの面接指導の申出・医師による面接指導の実施

ストレスチェック結果で「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出（結果通知後1ヶ月以内）があった場合は、医師に依頼して面接指導を実施（申出後1ヶ月以内）しましょう。

#### ② 就業上の措置の要否・内容について医師から意見聴取・就業上の措置の実施

面接指導を実施した医師から、就業上の措置の必要性の有無とその内容について、意見（面接指導後1ヶ月以内）を聴き、それを踏まえて、労働時間の短縮など必要な措置を実施しましょう。

面接指導の結果は事業場で5年間保存しましょう。

### (4) 集団分析について（※努力義務）

#### ① 個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計分析・職場環境の改善

実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団（部、課、グループなど10人以上の集団を集計の対象としてください）ごとに集計・分析してもらい、その結果を提供してもらい職場環境の改善につなげましょう（注：集団規模が10人未満の場合は、個人特定されるおそれがあるので、全員の同意がない限り、結果の入手はできません）。

### (5) 報告について

ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で事業者が報告する必要があります（平成28年3月下旬に厚生労働省ホームページに掲載される予定です）。

## 3 気をつけなければならないこと

### (1) プライバシーの保護について

ストレスチェックや面接指導で個人の情報を取り扱った者（実施者とその補助をする実施事務従事者）には、法律で守秘義務が課され、違反した場合は刑罰の対象となります。

事業者提供されたストレスチェック結果や面接指導結果などの個人情報、実施者・実施事務従事者で適切に管理し、事業場で共有する場合にも、実施者・実施事務従事者等必要最小限の範囲にとどめましょう。

### (2) 不利益取扱いの防止について（事業者が次の行為を行うことは法律で禁止されています）。

ストレスチェックや医師面接の受診の有無やストレスチェック結果の事業者への提供に同意しないこと等を理由に労働者に対して不利益な取扱いを行うこと。

面接指導の結果を理由として、解雇、雇い止め、退職勧奨及び不当な動機・目的による配置転換・職位の変更を行うこと。

※詳しくは、埼玉労働局、春日部労働基準監督署にお尋ねいただくか、ポータルサイト「こころの耳」をご覧ください。なお、このリーフレットは、厚生労働省が作成した「ストレスチェック制度簡単導入マニュアル」から抜粋したものです。

(H28.1 春日部労働基準監督署作成)

## 2 ストレスチェック制度の実施手順

